

誠実に・着実に・皆様とともに

西山かずみ

市議会活動報告

会報：第19号

いわき市社会福祉審議会 委員
教育福祉常任委員会 委員
議会運営委員会 委員
議会改革推進検討委員会 委員

ごあいさつ

新年度が始まりました。昨秋の台風被害や新型コロナウイルスの影響などから、全く違った環境下での生活を余儀なくされておられる市民の皆様には、戸惑いの中、不安な日々を送られているものをご推察申し上げます。一日も早い不安払しょくのため、危機管理の体制や正確な情報発信について、より一層チェックをしていかなければならないと考えています。

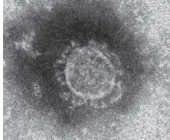
また、議員の資質が問われている昨今、市議としての自覚を持ち、自分を律しながら、市政発展を進めるための議会基本条例が制定されました。

条例制定にかかわった議会改革推進検討委員の一人として、強い覚悟で活動を進めてまいりますので、引き続きのご指導をお願いいたします。



令和2年2月定例会 一般質問15回目の登壇

新型コロナウイルスは、多くの人が集まるところで、感染者のくしゃみや咳などの飛沫と一緒にウイルスが飛び、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染をする飛沫感染と、感染者がくしゃみや咳を手で押さえ、周りの物に触れることでウイルスが物に付き、別の人がその物に触れることで、その手から口や鼻などの粘膜を通して感染してしまう接触感染の2つが考えられるとのことです。このような感染を防ぐために、市民の皆様一人一人が、最新で正確な感染情報をしっかりと把握できることが大切です。



国立感染症研究所

今回、本市の対応について質問いたしました。

新型コロナウイルス感染に関する本市の相談窓口は

国が示した相談・受信の目安に基づき、風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上、高齢者や基礎疾患などのある方は2日程度続く方、あるいは強いだるさや息苦しさがある方は、保健所内の「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡していただき、その他の方は、「一般相談専用ダイヤル」に連絡していただくことになっています。また、受信目安に合致しない場合、かかりつけ医など、一般医療機関を受信していただきます。

帰国者・接触者相談センター 24時間(毎日) ☎0120-567-747

一般相談専用ダイヤル ☎0120-567-177

■平日/8:30~21:00 ■土日祝日/8:30~17:15

妊婦の方や乳幼児を持つ家庭など、特に注意を払わなければならない皆様に向けては、どのような情報発信を行っているのか。

現時点において妊産婦向けとして、日本産婦人科医学会。乳幼児を含めた小児に関して、日本小児科学会のホームページにより情報発信されています。対策としては、インフルエンザ予防と同様、ひとごみを避けること、こまめな手洗いやアルコール消毒、マスクの着用の励行が示されているほか、心配なことはかかりつけ医に、また感染が疑われる場合には各地域の保健所などに相談することなどが示されており、本市としましては、これら情報などを活用しながら、子ども・子育て支援サイトやおやCOCOアプリなどにより、必要な情報を発信していますが、今後も、感染動向などを注視し、適時・適切な情報発信に努めてまいります。



幼稚園や保育所などでの園児への感染症予防の指導は



屋外活動後のうがい・手洗い、食事前やトイレ使用後の手洗いの徹底に努めており、その方法については、保育士などがお手本を示したり、手洗いの場に正しい手の洗い方ポスターを掲示するなど、子供たちがしっかり実践できるよう工夫しながら指導しています。また、保護者に対しては、園だよりや施設内での掲示などを通じ、家庭でも、うがい・手洗いを励行し、十分な睡眠をとるなど、感染症予防に努めるよう注意喚起しています。



本市小・中学校の児童生徒に対し、どのような感染症予防の対策を実施しているのか



本市小・中学校の児童生徒に対する、感染症予防対策について、市教育委員会では、インフルエンザ総合対策の各学校への通知をはじめ、新型コロナウイルスを含めた感染症予防の対応について、各種文書などを通し、学校や保護者に情報提供しています。各学校では、これらの通知文を踏まえ、教職員間で感染症予防への共通理解を図るとともに、児童生徒に対して、こまめな石鹸手洗いやうがい、咳エチケットの励行、教室の換気、給食前の手指のアルコール消毒などの具体的な指導を行っています。



再質問 市内で、新型コロナウイルス感染者として確定された場合、感染情報をどのように発信するのか。これまでの記者会見を見れば、都道府県知事、または市長が記者会見を行い、性別・職業などの感染者情報を発表しているが、本市はどのように対応するのか。



福島県内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、基本的には、県で公表することとされています。また、これまで感染者が確認された都道府県などでの公表内容は、年代や性別、居住地、職業、症状と経過、渡航歴を含む行動歴などとなっていますが、今後本市で感染者が確認された場合の公表方法や内容については、個々のケースに応じ、事前に関係者の同意を得るなど、患者やご家族の人権やプライバシー保護に十分配慮するとともに、濃厚接触の状況や感染拡大のリスクを総合的に勘案し、その都度判断する必要があります。市としては、県と十分に連携を図りながら、適切に対応したいと考えています。